

令和元年度第 2 回対がん戦略部会がん診療連携推進専門委員会審議結果

- 1 開催日時 令和元年 10 月 25 日（金）14 時～14 時 40 分
- 2 開催場所 兵庫県職員会館 502 号室
- 3 出席委員 吉村委員長、去来川委員、太城委員、空地委員
山森委員代理（成田委員代理）
（委員 7 名中 5 名の出席があり、委員会の成立要件を充足）
- 4 事務局 山下健康福祉部参事兼疾病対策課長 他
- 5 審議内容
地域がん診療連携拠点病院（高度型）の推薦
 - ① 前回の専門委員会で意見の一致をみた推薦基準に基づき、候補医療機関の診療実績を算出したところ、診療実績 5 項目で、その実績が最も優れている項目数と惜敗率の合計に齟齬が生じた。
 - ② 前回の専門委員会開催後、国による「がんゲノム医療拠点病院」の指定や、近畿ブロック小児がん医療提供体制協議会による「小児がん連携病院」の指定があった。
 - ③ これらを踏まえて、再度検討した結果、診療実績の最も優れている項目数の多い医療機関と惜敗率の合計に齟齬が生じた場合、「がんゲノム医療」や「小児がんの連携」に関する病院の指定状況を勘案の上、推薦することについて、意見の一致をみた。

地域がん診療連携拠点病院（高度型）の県推薦基準について

R1.10.25 兵庫県健康福祉部
健康局疾病対策課

地域がん診療連携拠点病院(高度型)（以下、「高度型施設」という。）については、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針(H30.7.31 厚生労働省健康局長通知)」（以下、「指針」という。）に基づき、都道府県知事はその診療機能等が高いものと判断した施設を、がんの医療圏に1カ所、厚生労働省に推薦する。

本県の高度型施設の推薦にあつては、健康づくり審議会対がん戦略部会がん診療連携推進専門委員会における議論を踏まえ、下記の基準に基づき選定する。

なお、国による指針改正やがん診療に係る新たな拠点病院等の指定状況等をふまえ、見直す場合がある。

記

- 1 がん医療圏内で、国が定める指定要件の診療実績の各項目（指針Ⅱ 2 (1)①アからオ）の実績数値を比較して、当該医療圏内で最も優れている医療機関の項目を1点とする（別添計算例参照）。
- 2 1以外の医療機関は、当該医療機関の実績数値を分子、1の医療機関の実績数値を分母とした点数とする。（小数第3位を四捨五入）
- 3 指定要件の診療実績の各項目について、1及び2で算出した点数を合計する。
- 4 診療実績の最も優れている項目数の多い医療機関と1～3により算出された値の最も高い医療機関が一致する場合、当該医療機関を選定する。
- 5 診療実績の最も優れている項目数の多い医療機関と1～3により算出された値の最も高い医療機関が相違する場合、国が定めるがんゲノム医療及び小児がん連携に関する病院の指定状況を勘案の上、選定する。
- 6 上記1～5に疑義が生じた場合等は、健康づくり審議会対がん戦略部会がん診療連携推進専門委員会において議論する。